

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び同条第7項の規定に基づき、定期監査及び財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

令和8年2月25日

常滑市監査委員 永田真一郎

常滑市監査委員 成田勝之

定期監査結果報告

第1 監査の種類 定期監査(地方自治法第199条第4項に基づく財務監査)

第2 監査の対象

	防災危機管理課
市民生活部	市民窓口課、市民協働課、生活環境課
福祉部	保険年金課
こども健康部	瀬木保育園、丸山保育園
経済部	経済振興課
ボートレース事業局	
教育部	給食センター 常滑東小学校、常滑中学校

第3 監査の着眼点

常滑市監査基準に従って、各所属において、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が関係法令等に適合し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼とする。

第4 監査の実施内容

- 1 監査の期日 令和7年10月30日から令和7年12月25日まで
- 2 監査の範囲 令和7年4月1日から令和7年9月30日まで
- 3 監査項目 財務に関する事務の執行、その他監査委員が必要と認める事項
- 4 監査の方法 提出された資料及び関係書類等を検査するとともに、関係職員からの説明を聴取し、監査を実施した。

第5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

財政援助団体等監査結果報告

第1 監査の種類

財政援助団体等監査（財政援助団体）

第2 監査の対象

- ①常滑市交通安全推進協議会
- ②常滑土地改良区

第3 監査の着眼点

常滑市監査基準に従って、市が公の施設の管理を行わせている団体について、協定書に基づく履行が適切に行われ、施設の管理に係る会計経理は適正になされているかという観点を主眼とする。

第4 監査の実施内容

- 1 監査の期日 ①令和7年11月5日
②令和7年12月25日
- 2 監査の範囲 令和6年4月1日から令和7年9月30日
- 3 監査項目 財政的援助に係る出納その他の事務の執行
- 4 監査の方法 書面審査及び現地調査を行い、所管職員等からの説明を聴取し、監査を実施した。

第5 監査の結果

各団体とも財政的援助に係る出納その他の事務の執行について、適正に処理されている。